

新潟市告示第 267 号

徴収事務の委託について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、新潟市新津地域学園及び新潟市秋葉区公民館使用料の徴収事務について、次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により、下記のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

新潟市長 中原 八一

記

- 1 徴収事務受託者の名称及び主たる事務所の所在地
名 称 公益社団法人新潟市シルバー人材センター
所在地 新潟市中央区上所 1 丁目 11 番 4 号
- 2 徴収事務を行わせる歳入
新津地域学園使用料、秋葉区公民館使用料
- 3 指定公金事務取扱者として指定した日
令和 7 年 4 月 1 日
- 4 徴収事務を委託した日
令和 7 年 4 月 1 日
- 5 徴収事務を行わせる期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで